

**総合型地域スポーツクラブ**

**登録・認証制度の運営と東京都体育協会の役割**

**公益財団法人東京都体育協会**

**地域スポーツ振興担当課長 池浦正浩**

## 東京都体育協会の役割（令和4年度）

○登録・認証制度の運用（申請受付、審査等）

○総合型地域スポーツクラブ東京都協議会の設置、運営

○日本スポーツ協会等からの情報の共有

# 登録有効期間の変更について(JSP0通知)

第4回 JSP0 ク育発第19号  
令和4年6月13日

都道府県体育・スポーツ協会 事務局長 様  
都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 代表者 様

公益財団法人日本スポーツ協会  
事務局長 岡 達 生  
総合型地域スポーツクラブ全国協議会  
幹 事 長 伊 端 陸 康

## 「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度」登録有効期間の変更について

平素より当協会スポーツ推進事業に対し格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、標記の件について、令和3年度総合型地域スポーツクラブ全国協議会総会(令和4年2月22日開催)において、登録有効期間(当該年度の11月から1年間)に関して見直しの要望があり、令和4年度第1回総合型地域スポーツクラブ全国協議会常任幹事会(令和4年5月20日開催)及び令和4年度第1回日本スポーツ協会地域スポーツクラブ育成委員会(令和4年6月1日開催)にて協議した結果、下記のとおり登録有効期間を変更することといたしましたので、ご案内いたします。

なお、当該変更に伴う総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度諸規程の改定は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会常任幹事会における決議が必要となることから、改定手続き完了後改めてご連絡いたします。

総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の運用開始に伴い、各都道府県内総合型地域スポーツクラブへの周知にご尽力いただいている中での変更となり誠に恐縮ではございますが、何卒事情ご賢察の上、ご理解・ご協力くださいますようお願い申し上げます。

## 記

### 1. 変更内容(別紙「登録申請・審査・認定期間イメージ図」参照)

令和6年度から、登録有効期間を4月1日から翌年3月31日までとする。  
(変更前は、登録手続き当該年度の11月から1年間)

### 2. 登録有効期間及び登録料の取り扱い

令和5年度末までの取り扱いは次のとおりとする。

#### (1) 登録有効期間

令和4年10月31日までに登録申請・審査したクラブの認定期間を5か月延長し、令和4年11月1日から令和6年3月31日まで(1年5か月間)とする。

#### (2) 登録料

令和4年11月1日から令和6年3月31日までの登録料は7,000円とする。

(登録料内訳)

・令和4年11月1日～令和5年10月31日分 5,000円(1年間)

・令和5年11月1日～令和6年3月31日分 2,000円(5か月間)

### 3. その他

本件へのご対応にあたり、お気づきの点等がございましたら、下記フォームにて令和4年6月30日までにご連絡くださいますようお願いいたします。

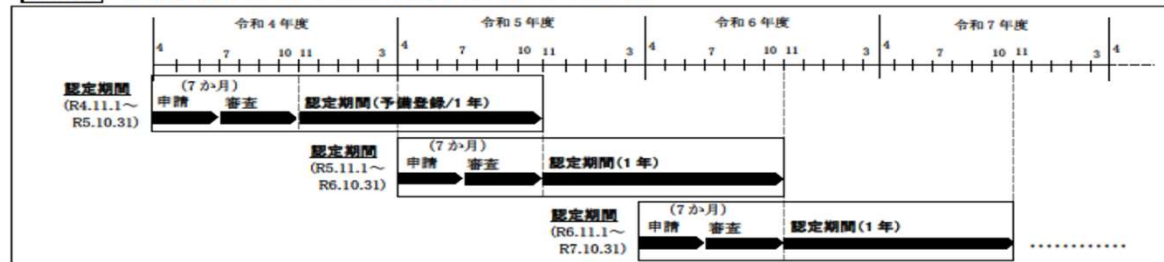
URL: <https://forms.office.com/r/GWGFc1xkTR>

〈本件に関する問合せ先〉  
地域スポーツ推進部  
クラブ育成課 課長 小澤、山田、松尾  
Mail: [sc-info@japan-sports.or.jp](mailto:sc-info@japan-sports.or.jp)

# 登録有効期間の変更イメージ図

## ■登録申請・審査・認定期間イメージ図(別紙)

### 変更前【認定期間 11月1日から翌年10月31日まで】

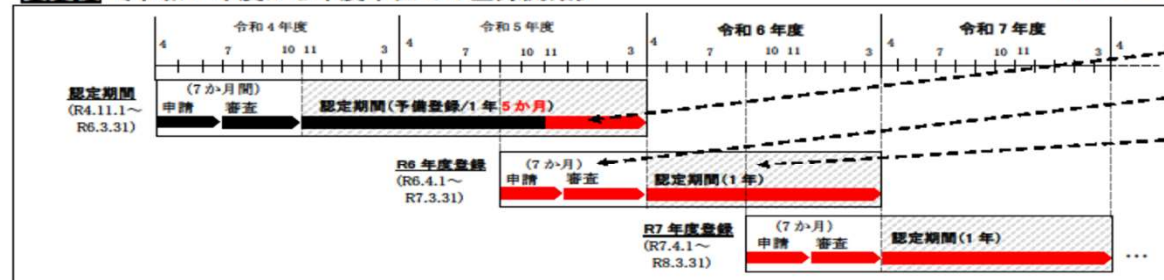


### 変更前【認定期間 11月1日から翌年10月31日まで】

- (1) 登録申請・審査は、毎年10月末まで。
- (2) 認定期間は、11月1日から翌年の10月31日までの1年間。

### 変更後【令和6年度から年度単位での登録開始】

※赤色が変更点



### 変更後【令和6年度から年度単位での登録開始】

- (1) 令和4年10月31日までに登録申請・審査したクラブの認定期間を5か月延長し、令和6年3月31日までとする。
- (2) 令和6年度登録の申請・審査開始時期を令和5年4月からではなく、令和5年9月からとする。
- (3) 令和6年3月31日までに申請・審査したクラブの登録認定期間を、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とする。

## 登録更新時に再提出の必要がない書類

申請書類③規約・会則・定款等 → 変更がある場合のみ提出

申請書類④役員名簿 → 同 上

※ 総合型地域スポーツクラブ東京都協議会登録更新審査細則第3条第3

## 申請書類⑩ 東京都協議会の独自基準について

### ○総合型地域スポーツクラブ東京都協議会独自基準

「所在する区市町村を通じ、東京都にクラブ設立の「届出」を提出している」

#### 【この基準に関する対応】

- ・ 登録申請時に、スポーツTOKYOインフォメーション「地域スポーツクラブ一覧」、東京都地域スポーツクラブサポートネット「都内地域スポーツクラブ一覧」に掲載されているクラブは、過去、区市町村を通じ、都へ届出が提出されているものと見なし、この基準に関する書類提出は不要です。
- ・ 上記以外の、**新規設立のクラブや、一覧に未掲載の既設立クラブなどは、所在の区市町村を通じ、東京都に「届出」を提出していただく必要があります。**
- ・ その際には、登録・認証制度の申請時期から逆算して、余裕をもって、一報でも良いので早めに、クラブ設立の意向などを区市町村にご相談いただくようお願いいたします。
- ・ 区市町村との調整を経て、都に届出が提出された場合には、都から東京都協議会に対し連絡がありますので、クラブからの書類提出は不要です。

## 申請に当たっての注意事項

○申請書類①に印章の押印は必要ありません

○申請書類の送付は郵送かメール

(郵送の場合、申請書類⑦はデータ送付も併せて  
お願いいたします)

○申請期限は 7月29日(金) まで(消印有効)

※期限までに申請書類が整わない場合には、まずご一報ください。



## 送付先及び担当者連絡先

送付先：〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-2

担 当：総合型地域スポーツクラブ東京都協議会  
事務局 池浦、齊藤

電 話：03-6804-8121

メール：[m-ikeura@tokyo-sports.or.jp](mailto:m-ikeura@tokyo-sports.or.jp)

[k-saitou@tokyo-sports.or.jp](mailto:k-saitou@tokyo-sports.or.jp)